

生保会社の利益指標について

- 統一基準による「業務純益」の導入を -

保険研究部門 小松原 章・荻原 邦男

1. はじめに

一般事業会社において当該事業本来の期間利益を測定する指標は一般的に「営業利益」「経常利益」であると理解されている。

これに対して銀行、保険会社等の金融保険業においては、その業務の特殊性から、一般企業と同一の「営業利益」はなく、また企業会計上の「経常利益」をもって事業本来の適正利益であると解釈しにくい面も見られる。

例えば、銀行・保険会社いずれも、多額の有価証券を保有しているが、評価方式が原価法ないし低価法であることから、有価証券売却益等の確保（いわゆる「益出し」）により、実力以上に「経常利益」嵩上げを行うことが（短期的には）可能である。

さらに、生命保険会社（以下、生保）に固有の特徴として、責任準備金等諸準備金の繰入れ等評価性の費用項目が大きなウェートを占め、これらの評価方法の選択如何で利益が大きくぶれるため、評価方法の正確な理解が欠かせない。

また、別の例を挙げれば、近年、相互会社が自己資本増強の一環として「基金」による資金調達を活発化させているが、法令上の制約により基金

利息は剰余金処分として経理されるため、（資金調達の面に限れば、通常の借入金と）経済効果は同一であっても、会計上の取り扱いが異なるため実態が見えにくくなる要素も発生してきている。

このように、一般的な利害関係者にとって、生保の経理情報が理解しにくいことも事実であろう。したがって、損益計算書上の利益項目（「経常利益」、「当期末処分利益（剰余）」等）に加え、「期間利益を的確に表す指標」を工夫し、開示する必要があるものと考えられる。

この点、銀行業界ではすでに、損益計算書上の利益項目とは別に、銀行業務固有の利益指標である「業務純益」を開発し、89年度中間決算から公表してきている。また、損保業界においても、96年度から、「保険引受利益」を公表している（後述）。

生保においては、現在、本業の期間損益を端的に示す「業務純益」に相当するものは公表されていない。ただし、97年度決算から、ディスクロージャー資料のなかで独自に「業務純益」を公表している会社（1社）の例や、新聞・雑誌等で、各社の「業務純益」試算（例えば、日経金融（99.6.10））が行われている例がある。しかし、これらは必ずしも統一された方式に基づいているわけではない。

そこで、以下では、銀行の「業務純益」および損害保険の「保険引受利益」の仕組みを紹介するとともに、これを踏まえた生保版「業務純益」の導入を提案することとしたい。

2. 銀行の「業務純益」

銀行の「業務純益」は、以下の算式による銀行業務の期間利益を表す利益指標であり、銀行が公表するディスクロージャー資料のなかで、業績分析の中心的な指標と位置づけられている。(なお、「業務純益」は公表P/Lからは算出できない。)

$$\text{業務純益} = \text{資金利益} + \text{役務取引等利益} + \text{特定取引利益} + \text{その他業務利益} - \text{経費} - \text{一般貸倒引当金繰入額}$$

ここで、各項目の意味は次のとおりである。

(図表 - 1 参照)

1. 資金利益 貸出金、有価証券、預金等の利息収支
2. 役務取引等利益 為替業務、証券業務等の各種手数料収支
3. 特定取引利益 デリバティブ取引等短期的なトレーディング取引に関わる収支
4. その他業務利益 債券、外国為替等の売買損益

なお、「業務純益」は「経常利益」から臨時損益(個別貸倒引当金繰入、貸出金償却、株式等売却損益、金銭の信託運用損益等)を調整したものとも言える。

銀行の「業務純益」はもともと89年度の銀行業の決算経理基準の改正(「銀行法施行規則の一部を改正する省令」(大蔵省令61号,89.7.11))と同時に導入された。新経理基準は、銀行業務の

図表 - 1 銀行の損益計算モデル(イメージ)

(収益)		(費用)				
経常収益	資金運用収益	貸出金利息	資金利益	資金調達費用	預金利息	経常費用
		有価証券利息		借入金利息		
		コールローン利息		役務取引等費用	支払為替手数料 その他	
	役務取引等収益	受入手数料	特定取引費用	商品有価証券費用		
		信託報酬		その他業務費用	国債等債券売却損	
		その他		国債等債券償還損		
	特定取引収益	特定取引有価証券収益	その他業務費用	国債等債券償却		
		金融派生商品収益		営業経費		
		その他		一般貸倒引当金繰入額		
	その他業務収益	国債等債券売却益	業務純益	個別貸倒引当金繰入額		
国債等債券償還益		貸出金償却				
その他		株式等売却損				
その他経常収益	株式等売却益	経常利益	株式等償却			
	金銭の信託運用益		金銭の信託運用損			
	その他		動産不動産処分損			
特別利益	動産不動産処分益	税引き前利益	特別損失	その他		
	償却債権取立額		当期利益	法人税、住民税及び事業税		
	その他			配当・役員賞与 内部留保		

(資料) 決算資料よりニッセイ基礎研究所作成

多様化に対応する形で、収益・費用を性格に応じて4区分(資金損益、役務取引等損益、その他業務損益、その他経常損益)したことが大きな特徴である。したがって、経費控除前の「業務純益」(「業務粗利益」ベース)では、資金利益、役務取引等利益等に区分して把握できる。従来、有価証券の売買にかかる損益については、債券および株式を区分せず、有価証券関係損益としていたが、これを区分し、債券5勘定戻(売却損益・償還損益・償却)については、「その他業務損益」として「業務純益」に含め、株式売却損益は「業務純益」から除いた。金銭の信託運用損益は「業務純益」から除いた。

ところで、銀行の「業務純益」は、それ以前に公表されていた「営業利益」(注記利益^(注1))に代わる、銀行業務本来の収益性を示す指標として導入されたものである。従前の「営業利益」は経常利益から有価証券(債券および株式)関係5勘定戻を控除していたが、商品有価証券損益(公共債トレーディング損益)は「営業利益」に含まれていた。このことから当時は、トレーディングで損を出しても、その債券を投資有価証券勘定に移し替えることにより「営業利益」の悪化を防ぐことが可能となっていた。

また特金が、他と区分されずに「預け金」で経理され、この利益が営業利益に算入されていたため、不透明な競争の弊害も指摘されていた。

このような事情に加え、当時の銀行業務の多様化、国際化およびエクイティ・ファイナンスの活発化等の環境のなかで、銀行のディスクロージャーに対する内外の関心も一段と高まってきたこと等から、前記のような制度改正が行われたのである。

この結果、銀行業務の多様化に対応する決算開示の明瞭性の向上(資金運用利益等取引実体に

応じた収益区分の明確化)、株式売買損益および金銭の信託の運用損益の「業務純益」からの除外(ただし、債券の売買損益は「業務純益」に反映)がなされ、ディスクローズが一層進展することとなった。

その後、デリバティブ取引等トレーディング業務への時価会計導入が認められたことから、98年度決算より「業務粗利益」の内訳にトレーディング取引を反映させた「特定取引利益」区分が新設されるに至り、利益表示の内容がさらに充実することとなった。

「業務純益」の基本的考えは、なお従前のとおりであり、内容の一層の充実によって、「業務純益」は銀行の代表的利益指標として定着を見ている。

3. 損害保険会社の「保険引受利益」

損害保険業界でも、業界統一方式による「保険引受利益」を、96年度から公表している。基本的には、損害保険業の活動を保険引受と資産運用に大別し、次式による「保険引受利益」を経常利益の内訳として開示している。

$$\text{「保険引受利益」} = \text{保険引受収益} - (\text{保険引受費用} + \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費}) \pm \text{その他収支}$$

ここで、

「保険引受収益」の内訳は、正味収入保険料、収入積立保険料、「積立保険料等運用益」(後述)、その他の保険引受収益である。

「保険引受費用」の内訳は、正味支払保険金、損害調査費、満期返戻金、責任準備金繰入額、等である。

「その他収支」とは自動車損害賠償責任等に係る法人税相当額等である。

一方、資産運用関係では、資産運用収益（利息及び配当金収入、有価証券売却益等、その他運用収益、「積立保険料等運用益振替」（マイナス項目、後述））、資産運用費用（有価証券売却損等、その他運用費用）の項目が開示される。

ここで次の2点を補足しておきたい。

積立型商品の責任準備金の利息付利に要する負担については、責任準備金繰入額として「保険引受利益」にいったん算入されるが、同時に、「積立保険料等運用益」という調整項目を収入項目に立てることにより、実質的に「保険引受利益」の負担から除いている。（なお、一方で、「資産運用収益」から「積立保険料等運用益」相当額を控除している。）

資産運用損益のなかで、有価証券売却損益を臨時的な損益と見て分離する考え方は採っていない。損害保険では短期の保険が主力で、生保ほど運用資産が大きくないからであろう。

要すれば、損害保険の引受業務の成果（期間損益）に重点を置いて公表しているものと考えられる。

「保険引受利益」の98年度実績を以下に示す。

図表 - 2 損害保険の「保険引受利益」
(億円%)

	保険引受利益	正味保険料収入
A社	770 (11.4)	12854 (-3.8)
B社	535 (-14.2)	9015 (-3.9)
C社	164 (6.3)	6145 (-3.5)
D社	214 (-7.4)	5400 (-4.3)
E社	176 (-17.4)	4224 (-4.3)
F社	126 (-16.1)	4133 (-5.6)
G社	166 (10.8)	3920 (-4.1)
H社	35 (-64.8)	3821 (-4.7)
I社	124 (-23.4)	3407 (-6.2)
J社	127 (17.8)	2775 (-6.1)
K社	91 (90.3)	2688 (-5.8)
L社	34 (-21.7)	2231 (-5.4)
M社	19 (-64.2)	1513 (-5.4)
N社	20 (23.2)	938 (-5.8)
合計	2609 (-5.2)	63072 (-4.5)

注) カッコ内は前年度比増減率
(資料) 日本経済新聞 09.5.21)

4. 生保の「業務純益」試案

1節で述べたように、一般企業と比較して、生保会社の決算がわかりにくいことは事実であり、これを緩和・解消していくためにも、「本来業務の成果（期間損益）」の明瞭な開示は、極めて重要なことと思われる。開示にあたっては、各社が統一基準を使用することにより比較可能性を確保し、自社数値に対する分析・評価も含めて、ディスクロージングする必要がある。

そこで、生保の「業務純益」として、次の方式を提案したい。

$$\begin{aligned} & \text{「業務純益」} \\ & = [\text{経常利益} \pm \text{有価証券関係損益 (為替差損益含む)} + \text{不良債権償却額} + \text{危険準備金繰入額}] - \text{基金利息} - \text{その他調整} \end{aligned}$$

経常利益を出発点に、これに調整を施して求める方式であるが、以下に、調整項目を説明する。

(1) 有価証券関係損益 = 有価証券売却益 - 有価証券売却損 - 有価証券評価損

これは、国債等債券や株式などの有価証券にかかる損益であり、経常利益に反映されるが、益出し等による利益計上が可能なことから、基本的な業務成果を計る趣旨からは、これを除く（つまり、経常利益から戻す）必要がある。生保の債券運用は長期保有が原則であり、これらにかかるキャピタル損益も「業務純益」から除外すべきだろう。なお、一般勘定資産における損益に限定し、特別勘定の損益は調整の対象としない。

銀行業においても、債券関係の売却損益が臨時的益であるという視点も残っており、債券関係損益を除いた「修正業務純益」を、併せて表示する

場合もある。

(2)為替差損益

これは主としてヘッジにかかる損益であり、これも経常損益から戻す。

(3)不良債権償却額 = 貸倒引当金繰入額 (特別損失計上分を除く) + 貸付金償却

不良債権償却は臨時的損益の性格が強いため、「業務純益」から除外して考えるべきであろう。ところで、一般貸倒引当金は、通常の貸付業務に付随するコストと考え、「業務純益」に反映すべきとの意見もあろう。(この立場からすれば、「業務純益」試算は、実態より高めに評価されることになる。)しかし、98年度は要管理債権の15%~20%程度を一般貸倒引当金に計上することが求められたことから、一般貸倒引当金繰入額に

も相当程度臨時要素の強いものがあると考え、「業務純益」の対象から除外したものである。

なお、銀行業においても、同様の事情から、一般貸倒引当金を除いたベースの「業務純益」を、通常の「業務純益」指標より重視して表示する会社も見られた。

(4)危険準備金繰入額

危険準備金は、大地震などの異常危険に備えるために計上する保険会社固有の負債項目で、P/L上は責任準備金繰入額(経常利益に反映)に含めて取り扱われる。その繰入額は決算方針に依存する臨時的要素が強く、年度によって相当の変動(戻入する場合もある)があり、会社間でも大きな差がある。したがって、本来の業務成果を測定するためには、除外すべきだろう。

図表 - 3 「業務純益」の試算

(億円)

		業務純益		経常利益		有価証券売却損益	
			対前年増減		対前年増減		対前年増減
A社	98	5,991	(-883)	1,991	(-255)	-2,576	(1,393)
	97	6,874		2,246		-3,969	
B社	98	3,538	(-574)	1,133	(805)	-1,762	(1,900)
	97	4,112		328		-3,662	
C社	98	3,386	(-553)	4,236	(1,881)	1,235	(2,182)
	97	3,939		2,355		-947	
D社	98	1,966	(-575)	1,240	(928)	-306	(1,710)
	97	2,541		312		-2,016	
E社	98	1,223	(-280)	1,032	(849)	474	(1,893)
	97	1,503		183		-1,419	
F社	98	1,259	(-503)	433	(305)	32	(1,256)
	97	1,762		127		-1,224	
G社	98	2,031	(-419)	799	(119)	-872	(817)
	97	2,450		679		-1,689	
H社	98	102	(-191)	95	(-263)	648	(441)
	97	292		358		207	
I社	98	1,239	(-186)	711	(-137)	-149	(146)
	97	1,426		848		-295	
J社	98	206	(-148)	210	(-60)	-142	(-383)
	97	354		271		241	
K社	98	360	(-385)	254	(-12)	75	(492)
	97	744		266		-417	
L社	98	602	(-200)	422	(-35)	213	(-376)
	97	802		456		589	
M社	98	381	(170)	613	(371)	458	(177)
	97	212		242		281	

(資料)各社の記者発表資料および99.6.14日経公社債情報に基づき、ニッセイ基礎研究所試算

(5)基金利息

基金利息は、剰余金処分として経理されるが、経済的性質は借入金利息と同一であり、「業務純益」に費用として反映すべきである。

(6)その他調整

その他、「財務再保険」^(注2)と呼ばれる手法を利用した場合、一時的に経常利益が嵩上げされる。しかし、これは本来的業務の成果ではないため、除外する必要がある。その他調整の詳細は文末注^(注3)を参照されたい。

さて、以上の定義に基づいて、大手中堅13社の98年度決算の「業務純益」を試算したものが、(前ページ) 図表 - 3 である。

新規契約の対前年減少や解約契約の増加による保有契約の純減、引き続き超低金利を主因に、ほとんどの会社で「業務純益」が減少している。「経常利益」の増減が各社ごとに区々であるのと対照的で、「業務純益」の有効性を示している。

5. おわりに

銀行、損害保険の利益指標を紹介し、生保版「業務純益」の導入を提案したが、これで万全というわけではない。例えば、外国債券に大幅にシフトした場合には、内外の金利差により利息配当金収入が増加し、「業務純益」は大き目になる。因みに、図表 - 3 で唯一「業務純益」が増加しているM社は、外貨建資産の占率が12.5%から22.9%に上昇している。

このような限界はあるものの、生保の「本来業務にかかわる成果(期間損益)」を端的に示す指標として「業務純益」を開示することは、大きな前進といえよう。

生保業界は、超低金利が継続する環境の中で、将来にわたる支払能力そのものを問われている。すなわち、現在ほど、生保会社のアカウンタビリティが求められている時はない。生保会社の経営状況を、より理解しやすい形で開示していくことが求められている。

もとより、われわれの今回の試案が最善であるという自信はない。ご批判ご叱責を仰ぐとともに、統一基準による「業務純益」の開示についての関係者の真剣な議論を望みたい。

(注1) [注記とした経緯]

80年度中間決算から、有価証券の評価方法が原価法または低価法のいずれかを選択して行うことになったため、評価方法の違いによる損益への影響を除去する観点から、有価証券関係の損益を除いた利益(経常利益から、有価証券売却損益、有価証券償還損益および有価証券償却を控除したものを)を損益計算書の欄外に注記していたため、「注記利益」と呼ばれた。(大蔵省銀行局年報H1年度による。)

(注2) 「財務再保険」とは、保険会社が持つ契約の一部を別の保険会社に移管し、その契約から将来見込まれる利益を一括して前倒しで受け取るものである。

(注3) その他調整として、次の二点の調整を加えている。

純保険料式責任準備金に依らない(例えばチルメル式の採用)会社が、積立方式を変えて、責任準備金を積増した場合の積増額は、「業務純益」に費用として反映されているので、これを元に戻す。

財務再保険を実施した場合に受け取る手数料(一時金)が、「再保険収入」(経常収益項目)に計上される。このため、見かけ上「業務純益」が増大するので、これを減額修正する必要がある。なお、財務再保険による収益は原則として責任準備金に積み増すことが求められている。

- ・ 本レポート記載のデータは各種の情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保障するものではありません。
- ・ 本レポート内容について、将来見解を変更することもあります。
- ・ 本レポートは情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。なお、ニッセイ基礎研究所に対する書面による同意なしに本レポートを複写、引用、配布することを禁じます。